

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」について

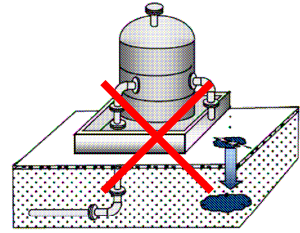
(公布日：平成23年6月22日 施行日：平成24年6月1日)

改正の背景

工場又は事業場から、トリクロロエチレン等の有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が毎年継続的に確認されていますが、その原因の大半が、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等によるものでした。

地下水は、いったん汚染されると回復が困難な場合が多く、汚染を未然に防止することが非常に重要となります。

このような現状にかんがみて、地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律（改正水濁法）」が平成24年6月1日に施行されます。



改正の概要

【1】 有害物質貯蔵指定施設・水質汚濁防止法に基づく設置等の届出を行っていない有害物質使用特定施設の届出規定の創設（改正水濁法第5条第3項）

有害物質貯蔵指定施設や水質汚濁防止法に基づく設置等の届出を行っていない有害物質使用特定施設を所有する場合、当該施設の構造・設備・使用の方法等について、事前に旭川市長への届出が必要となります。

※ 現に、有害物質使用特定施設を所有し、排水の全量を下水道に排出している場合

「水質汚濁防止法に基づく設置等の届出を行っていない有害物質使用特定施設を所有する場合」に該当するため、施行日から30日以内（平成24年6月30日まで）に旭川市長への届出が必要となります（上記期日までに届出しえない等の場合は、罰則が適用されます）。

【2】 構造等の基準遵守義務の創設（改正水濁法第12条の4・第13条の3）

有害物質の使用・貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければなりません。

また、旭川市長は、当該施設が基準を遵守していないと認めるときは、必要に応じて改善を命ずることができるようになります。

※ 既設の施設については、改正水濁法施行後3年間は基準の適用が猶予されます。

【3】 定期点検の義務の創設（改正水濁法第14条第5項）

有害物質を使用・貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検し、記録・保存しなければなりません。

※ 上記【2】・【3】の規定に違反した場合は、罰則が適用されます。

※ 改正水濁法の詳細については、次の環境省のホームページを御覧ください。

URL：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13573>